



蔵銀第2034号

平成9年9月5日

各金融団体代表者 殿

大蔵省銀行局長 山口公生

「いわゆる総会屋対策要綱」の申合せについて

政府は、最近の金融・証券業界におけるいわゆる総会屋をめぐる犯罪の発生等にかんがみ、この種の事案の根絶を図るため、平成9年9月5日にいわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議を開催し、別添の「いわゆる総会屋対策要綱」を申し合わせたところである。

については、貴団体においても同要綱の趣旨を踏まえ、経営者の意識改革、いわゆる総会屋等対策に係る情報交換等のための協議会の開催、企業行動規準の策定などいわゆる総会屋等を排除するための方策を早急に具体化するとともに、貴傘下金融機関に対して同要綱の周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

平成 9 年 9 月 5 日
いわゆる総会屋対策のための
関係閣僚会議申合せ

いわゆる総会屋等（総会屋活動及びこれに類似する不正な収益を企業から獲得する活動を行う者）を排除するため、経済界の協力を得ながら、政府を挙げて以下の対策を実施していくことを申し合わせる。

1. 所管官庁による経済界への要請

各省庁から業界団体トップに対し、面会等により直接要請する。

① 企業経営者の意識改革

いわゆる総会屋等と会社との完全な絶縁を企業経営の基本とするよう企業経営者の意識改革を促すこと。

② 業界団体による協議会の開催

いわゆる総会屋等対策に係る情報交換、連携強化のための協議会を開催すること。

③ 企業行動規準の策定

いわゆる総会屋等に対する企業の基本的な姿勢、心構え等を含んだ企業行動規準を策定すること。

④ いわゆる総会屋等との絶縁宣言

各業界ごとにいわゆる総会屋等との絶縁宣言を行い、商法違反等いわゆる総会屋等に不正な収益をもたらすこととなるおそれのある、ア. 金品の供与、イ. 寄付金・賛助金の提供、ウ. 情報誌の購読等の行為を行わないことを申し合わせること。

⑤ 警察との連携強化

協議会への警察からの出席やいわゆる総会屋等からの不当な要求の警察への通報など警察との連携を強化すること。

⑥ 絶縁のための専門組織の設置

いわゆる総会屋等と絶縁するための専門組織を各企業に設置すること。

2. 警察による支援

(1) 各都道府県警察に、取締りと併せて企業によるいわゆる総会屋等の排除対策を支援するための企業対象暴力対策本部を設置

① 企業からいわゆる総会屋等の排除対策に係る各種相談を受け、個別具体的な事案に即した指導を行うための支援窓口の設置等体制の強化

② いわゆる総会屋等との関係遮断に真摯に取り組む企業に対する自主警戒に係る指導、情勢に応じた保護体制の整備等保護対策の強化

③ いわゆる総会屋等利用行為の排除指導の徹底

④ 企業に対する講演・指導等企業との連携の強化

(2) 暴力追放運動推進センターによる相談対応等の事業において、これまでの暴力団対策のノウハウを活用

3. 取締りの徹底

不正な利益供与等の商法違反事件、いわゆる総会屋等との関係遮断に起因する企業に対する恐喝事案等に対する取締りを徹底する。

4. 銀行、証券会社に対するより実効性のある厳正な検査等の確保

金融検査において、一層の検査の実効性向上に取組み、法令の遵守態勢等に着眼した重点的・効率的な検査の実施等の方策について検討を進め、早急に実施する。

証券取引等監視委員会は、体制整備等を図り、引き続き厳正な市場監視に努める。

5. 次期国会を目途にしたいわゆる総会屋対策に関する法改正の実現

(1) 商法の改正

① 商法497条の株主の権利の行使に関する利益供与・受供与罪の法定刑の引き上げ（懲役刑・罰金刑とも）及び受供与罪につき、懲役刑と罰金刑の併科を可能とすること

② 上記利益供与の要求行為を処罰する規定の新設

③ 悪質な態様の利益受供与行為・要求行為を重く処罰する規定の新設

④ 商法494条の会社荒し等に関する贈収賄罪の法定刑の引き上げ（懲役・罰金刑とも）

⑤ 商法486条の特別背任罪の法定刑の引き上げ（懲役刑・罰金刑とも）

⑥ その他関連する罰則の強化

(2) 銀行法、証券取引法等の改正

① 検査回避、虚偽報告等に関する罰則強化を内容とする銀行法等の改正

② インサイダー取引、損失補てん等に対する罰則の強化を内容とする証券取引法等の改正

(3) 組織犯罪対策のための刑事法の検討

① 犯罪行為によって得た収益等を隠匿・收受するいわゆるマネー・ロンダリング行為等を処罰する規定の新設

② 犯罪行為によって得た収益等の没収・追徴制度の充実・強化

③ マネー・ロンダリング防止のため、不法活動から得たと疑われる収益に関する金融情報の届出を金融機関に義務付けるとともに、これを収集、分析する専門機関を設置

6. 業界団体、企業における取組状況の把握

企業等における対策の実施状況等を把握する。

7. その他

(1) 各省庁の連携

- ① 幹事会の開催等による政府一体となった対策の実施
- ② 対策のフォローアップ

(2) 広報活動の強化

いわゆる総会屋等対策について、国民の理解を深めるための広報活動を強化する。

(3) 法務省による日弁連への協力申し入れ

企業及び業界団体によるいわゆる総会屋等との絶縁に向けた取組を支援するため、業界団体や企業からの相談があった場合には、弁護士が法律的な面から積極的に助言を与えることなどについて、日弁連に対して法務省から協力を申し入れ、その結果を所管官庁から経済界に周知する。

「いわゆる総会屋対策要綱」の申合せについて

平 9.9.5 労発第 202号
大蔵省銀行局長・労働省労政局長
全国労働金庫協会理事長宛

〔 内容は同上 〕